

有限会社 協栄会
通所介護事業所 桃源

利用契約書兼重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(介護保険事業所番号 第0270103641号)

ご利用契約者（以下「利用者」という。）と有限会社 協栄会（以下「事業所」という。）とは、通所介護サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

（目的）

第1条 事業所は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう通所介護サービスを提供し、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

（契約期間）

第2条 この契約書の契約期間は、契約日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、上記の契約期間の満了日前に、利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

2 前項の契約期間の満了日の7日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとし、

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

（運営規程の概要）

第3条 事業所の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、通所介護サービスの内容等）、従業者の勤務の体制等は、次のとおりです。

一 事業者の概要

事業者（法人）の名称	有限会社 協栄会
主たる事務所の所在地	青森県青森市造道三丁目21番21号
電話番号	017-765-6175
代表者（職名・氏名）	代表取締役 嶋中 俊英
設立年月	平成17年1月14日

二 事業所の概要

事業所の種類	通所介護
事業所の名称	桃源
事業所の所在地	青森県青森市造道三丁目14番18号
電話番号	017-752-1950
指定年月日	平成23年6月1日
介護保険事業所番号	0270103641
管理者	川村忠彦
開設年月	平成23年6月1日
利用定員	35名

三 事業所が行っている他の事業

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 桃源 (指定番号: 0270102171)

地域密着型通所介護事業 桃花 (指定番号: 0270105067)

居宅介護支援事業所 桃源 (指定番号: 0270105794)

四 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の実業の実施地域 青森市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日。但し、12月31日～1月3日、8月13日～8月15日は休日とする。
営業時間	8:00～17:00
サービス提供時間	① 9:00～12:00 ② 9:00～16:00 ③ 13:00～16:00

五 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職務内容	人員数
管理者	従業者の管理、通所介護等の利用申込みに係る調整、及び業務の実施状況の把握、通所介護計画書の作成、その他の管理を一元的に行う。	1名
生活相談員	生活相談員は、通所介護計画及び第1号通所事業(介護予防通所介護相当事業)計画書に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練及び相談援助等の生活指導を行う。	1名以上
介護職員	介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。	5名以上
看護職員 兼 機能訓練指導員	看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。	1名以上

六 当事業所が提供するサービス等

(1) 理念 『その人らしく』

(2) 介護保険の給付の対象となるサービス

① 入浴

入浴の見守り、助言、介助を行います。

② 排泄

排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③ 個別機能訓練

機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④ アクティビティ

集団的に行われるレクリエーション、創作活動等実施しながら機能訓練を行います。

⑤ 送迎サービス

利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。ただし、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

(通所介護計画の作成・変更)

第4条 事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び希望を踏まえて、通所介護計画を作成し、通所介護計画作成後も当該計画の実施状況の把握に努めます。

2 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する通所介護サービスの目的に従い、通所介護計画の変更を行います。

一 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該通所介護計画を変更する必要がある場合

二 利用者が通所介護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合

3 事業者は、通所介護計画を作成し又は変更した際には、これを利用者及びその後見人又は家族に対し説明し、その同意を得るものとします。

(通所介護サービスの内容及びその提供)

第5条 通所介護の提供場所は青森市造道三丁目14番18号です。

2 事業者は、第4条に定めた通所介護計画に沿って通所介護サービスを提供します。

3 事業者は、利用者に対して通所介護サービスを提供するにあたり、当該サービスの提供内容を説明します。

4 事業者は、利用者の通所介護サービスの実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存します。

5 事業者は、利用者の通所介護サービス費の請求及び受領に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

6 利用者及びその後見人（後見人がいない場合は、利用者の家族）は、必要がある場合は、事業者に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、事業者の業務に支障のない時間に行います。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第6条 事業所は、利用者に対して通所介護サービスを提供するにあたり、事業所が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(協力義務)

第7条 利用者は、事業所が利用者のため通所介護サービスを提供するにあたり、可能な限り事業所に協力します。

[苦情相談窓口]

第8条 事業所が提供した通所介護サービスについて利用者、利用者の後見人又は利用者の家族から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2 苦情やご相談は以下の相談窓口で受け付けています。

一 当施設の相談窓口

窓口担当者 川村忠彦

受付時間 9:00～17:00

電話番号 017-752-1950

二 行政機関その他の苦情受付機関

青森県国民健康保険団体連合会 017-723-1301

青森市福祉部介護保険課 017-734-5257

青森県運営適正委員会 017-731-3039

3 苦情処理フロー

事実確認 → 原因の究明 → 対応策の検討 → 対応策の実践 → 対応策の評価

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとし、

一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとし、）を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

二 虐待防止のための指針の整備

三 虐待を防止するための定期的な研修の実施

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業者は、サービス提供中に、従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとし、

(緊急時の対応)

第10条 事業所は、現に通所介護サービスの提供を行っているときに利用者に容態の急変が生じた場合は、速やかに利用者の主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

主治医	医療機関名	電話番号	
	主治医		
ご家族	氏名	電話番号	
	住所		

(費用)

第11条 事業所が提供する通所介護サービスの利用単位毎の利用料その他の費用は、以下のとおりです。

一 通所介護

(1) 通常規模型通所介護費 (基本部分)

サービス提供時間	要介護度	介護報酬額 (1回当たり)	自己負担額		
			1割	2割	3割
9:00~12:00 13:00~16:00	要介護1	3,700円	370円	740円	1,110円
	要介護2	4,230円	423円	846円	1,269円
	要介護3	4,790円	479円	958円	1,437円
	要介護4	5,330円	533円	1,066円	1,599円
	要介護5	5,880円	588円	1,176円	1,764円
9:00~16:00	要介護1	6,580円	658円	1,316円	1,974円
	要介護2	7,770円	777円	1,554円	2,331円
	要介護3	9,000円	900円	1,800円	2,700円
	要介護4	10,230円	1,023円	2,046円	3,069円
	要介護5	11,480円	1,148円	2,296円	3,444円

※感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも5%以上減少している場合には、利用者数が減少した月の翌々月から1回につき所定単位数の3%に相当する単位数が所定単位数に加算されます。

(2) 加算対象サービス

加算の種類	介護報酬額	自己負担額			算定回数等
		1割	2割	3割	
入浴介助加算 (I)	400円	40円	80円	120円	1日につき
入浴介助加算 (II)	550円	55円	110円	165円	1日につき
若年性認知症利用者受入加算	600円	60円	120円	180円	1日につき

個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	760円	76円	152円	228円	1日につき
個別機能訓練加算(Ⅱ)	200円	20円	40円	60円	1月につき
科学的介護推進体制加算	400円	40円	80円	120円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	180円	18円	36円	54円	1日につき

※入浴介助加算(Ⅰ)は入浴介助を行った場合に加算されます。

※入浴介助加算(Ⅱ)は利用者の居宅での浴室での動作及び浴室の環境を評価し、入浴計画に基づき入浴介助を行います。また、居宅での入浴が困難な時は各関係者へ助言を行うことで加算されます。

※若年性認知症利用者受入加算は65歳未満の認知症利用サービスを提供した場合に加算されます。

※個別機能訓練加算(Ⅰ)イ・ロは人員配置要件を満たし、利用者へ心身機能の回復や維持を図った機能訓練を行った場合に加算されます。

※個別機能訓練加算(Ⅱ)は個別機能訓練計画の内容を厚生労働省に提出し、その情報を通所介護の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に算定します。

※科学的介護推進体制加算はご利用者の心身の状況等を厚生労働省に提出し、その情報を通所介護の適切かつ有効な提供に活用している場合算定します。

※サービス提供体制強化加算(Ⅱ)は介護福祉士が50%以上配置されている事業所に加算されます。

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

(1)と(2)の利用料金を合計した額の9.2%に相当する額

※介護職員の賃金などの処遇改善を図り、介護職員の人材確保をさらに推し進めることを目的として加算されます。

二 その他の費用

(1) 昼食・弁当代 400円/食

(2) レクリエーション費

利用者のご希望により、レクリエーション等に参加していただくことができます。その際、材料等にかかる費用は自己負担となります。

(3) 複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

利用料金：1枚につき 10円

(4) 使い捨てカミソリ 50円/個

(5) 入浴用バスタオル・フェイスタオル 50円/回

(6) 通常の事業の実施地域以外の送迎費用

通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル当たり100円

- 2 利用者は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を事業所に支払います。
- 3 事業所は、提供する通所介護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。
- 4 事業所は、通所介護サービスの利用単位毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1カ月前までに利用者に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。
- 5 事業所は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たに契約書兼重要事項説明書をかかわします。

(料金の支払方法)

第12条 上記一、二の利用料（利用者負担金）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、10日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の25日（祝休日の場合は直前の平日）に、あなたが指定する口座より引き落とされます。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の末日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 青森銀行 <u>東造道支店</u> 普通口座 3036119
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

(サービス利用の開始、中止、変更、追加、終了)

第13条 サービス利用開始の際は、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員が伺います。居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員又は地域包括支援センターとご相談ください。

- 2 利用予定日の前に、利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に申し出てください。利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

一 利用予定日の前日17：00までに申し出があった場合

無料

二 上記以降、または利用当日の9：00時までに申し出があった場合

400円（食費相当）

三 申し出が無く、ご自宅に伺った場合

400円（食費相当）

四 サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

3 次の各号の事由によりサービスは終了いたします。

一 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに、お申し出ください。

二 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、1か月前までに文書で通知します。

三 以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

(1) 利用者が介護保険施設に入所した場合

(2) 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

(3) 利用者が亡くなられた場合

(4) 利用者が病院等に入院され、2ヶ月以上退院の見込みがない場合

(5) 利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(利用者負担額の滞納)

第14条 利用者が正当な理由なく利用者負担額を1月以上滞納した場合は、事業所は、30日以上期間を定めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。

2 前項の催告をしたときは、事業所は、利用者の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と、利用者の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。

3 事業所は、前項に定める協議を行い、かつ利用者が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。

4 事業所は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として通所介護サービスの提供を拒むことはできません。

(非常災害対策)

第15条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

(秘密保持及び個人情報の保護について)

第16条 事業所、従業員及び従業員だった者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその後見人又はご家族の秘密を漏らしません。

2 事業所の従業員及び従業員であった者に、業務上知り得た甲及びその後見人又はご家族の秘密を保持するため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を守る旨を雇用契約の内容とします。

3 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

4 事業者は、ご利用者の医療上の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、必要な範囲内でご利用者及びその後見人又はご家族の個人情報を用いることがあります。外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとします。

(事故発生時の対応)

第17条 サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、利用者がお住まいの市町村、利用者の後見人、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に関して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

(損害賠償)

第18条 事業所は、通所介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人及びご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 前項において、事故により利用者に損害が発生した場合は、事業所は速やかにその損害を賠償します。ただし、事業所に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

4 事業者は以下の損害賠償保険に加入しております。

【保険会社名】 三井住友海上火災保険株式会社

【加入保険名】 日本認知症グループホーム協会「総合補償制度」

(利用者代理人)

第19条 利用者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

(合意管轄)

第20条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、青森地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(その他留意事項)

第21条 複数の利用者の方々が同時サービスを利用するため、周りのご迷惑にならないようお願いします。

2 ご利用者間での金品その他物品等のやり取り等はトラブル防止のためご遠慮ください。

3 貴重品（財布、貴金属等）のお持ち込みは極力ご遠慮ください。

(協議事項)

第22条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、利用者と事業所の協議により定めます。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、利用者と事業所各1通ずつを保有します。

説明者職・氏名

令和 年 月 日

【利用者】

住 所

氏 名

【代理人（選任した場合）】

住 所

氏 名

【事業者】

住 所 青森県青森市造道三丁目14番18号

事業者名 有限会社 協栄会

事業所名 桃 源

介護保険事業所番号 0270103641

代表者名 代表取締役 嶋中 俊英

㊞

**介護予防・日常生活支援総合事業
第一号通所事業【介護予防通所介護相当事業】
契約書別紙（兼重要事項説明書）**

1. 事業者（法人）の概要

事業者(法人)の名称	有限会社 協栄会
主たる事務所の所在地	〒030-0911 青森市造道3丁目21番21号
代表者(職名・氏名)	代表取締役 嶋中 俊英
電話番号	017-765-6175

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	桃源	
サービスの種類	介護予防通所介護相当事業	
事業所の所在地	〒030-0911 青森市造道3丁目14番18号	
電話番号	017-752-1950	
指定年月日・事業所番号	平成23年6月1日指定	0270103641
実施単位・利用定員	1単位	定員35人
管理者の氏名	川村 忠彦	
通常の事業の実施地域	青森市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防通所介護相当事業を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第一号通所事業は、事業者が設置する事業所に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話

及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始(12月31日から1月3日)及びお盆(8月13日から8月15日)を除きます。
営業時間	午前8時00分から午後5時00分まで
サービス提供時間	午前9時00分から午後4時00分まで

6. 事業所の職員体制

職 種	職務内容	人員数
管 理 者	従業者の管理、通所介護等の利用申込みに係る調整、及び業務の実施状況の把握、通所介護計画書の作成、その他の管理を一元的に行う。	1名
生 活 相 談 員	生活相談員は、通所介護計画及び第1号通所事業(介護予防通所介護相当事業)計画書に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練及び相談援助等の生活指導を行う。	1名以上
介 護 職 員	介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。	5名以上
看 護 職 員 兼 機 能 訓 練 指 導 員	看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。	1名以上

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員は下記のとおりです

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員
---------	-------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第一号通所事業の利用料（1月につき）

【基本部分】

利用者の介護度等	基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
事業対象者要支援1	17,980円	1,798円	3,596円	5,394円
事業対象者要支援2	36,210円	3,621円	7,242円	10,863円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合はこれら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)	加算額			
		基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
若年性認知症受入加算	65歳未満の認知症利用者へサービスを提供した場合に加算されます。	2,400円	240円	480円	720円
生活機能向上グループ活動加算	利用者へ日常生活上の支援のための活動を行った場合に加算されます。	1,000円	100円	200円	300円
科学的介護推進体制加算	ご利用者の心身の状態等を厚生労働省に提出し、その情報を通所介護の適切かつ有効な適用に活用している場合に算定されます。	400円	40円	80円	120円

サービス提供 体制強化加算 (Ⅱ) ※	介護福祉士が50%以上 配置されている事業所に 加算されます。	事業 対 象 者 ・ 要 支 援 1	720円	72円	144円	216円
		要 支 援 2	1,440円	144円	288円	432円
介護職員等 処遇改善加算 (Ⅰ) ※	介護職員の賃金などの処遇 改善及び介護職員の人材確 保を推し進めることを目的とし 、一定の取り組みをしている 場合に加算されます。		基本部分に上記加 算を加えた額の 9.2%	基本部分に上記加 算を加えた額の 9.2%	基本部分に上記加 算を加えた額の 9.2%	基本部分に上記加 算を加えた額の 9.2%

(注)※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額				
		基本利用 料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)	
利用者の数が利用 者定員を超える場 合又は看護・介護 職員の員数が基準 に満たない場合	利用者数が運営規程に 定められている利用定員 を超えた場合又は人員 基準に定める員数の看護 職員、介護職員を置いて いない場合に減算されま す。	事業対 象者・ 要支 援 1	5,020円	502円	1,004円	1,506円
		要支 援 2	10,280円	1,028円	2,056円	3,084円

(2) その他の費用

食費	食事の提供を受けた場合、1回につき400円の食費をいただきます。
レクリエーション費	利用者の希望により、レクリエーション等に参加した場合、材料等にかかる費用(実費)をいただきます。
複写物の交付	サービス提供記録の複写物を必要とする場合、1枚につき10円いただきます。
使い捨てカミソリ	利用者の希望により利用した場合、1個につき50円いただきます。
バスタオル・フェイスタオル	利用者の希望により利用した場合、1回につき50円いただきます。
通常の事業の実施地域以外の送迎	通常の事業の実施地域を超えた地点から片道1キロメートル当たり100円いただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。

(3) 支払い方法

上記(1)、(2)の利用料(利用者負担金)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、10日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
銀行引き落とし	サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合は直前の平日)に、あなたが指定する口座より引き落とされます。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の末日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 青森銀行 東造道支店 普通口座 3036119
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター等及び青森市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 017-752-1950 担当:管理者 川村、生活相談員 田崎・伊藤・奥崎
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	青森市福祉部介護保険課 ※指定基準に関する相談等	所在地 青森市中央1丁目22番5号 電話番号 017-734-5257 受付時間 午前8時30分～午後6時 (土曜日・日曜日・祝日を除く)
	青森市福祉部高齢者支援課 ※サービスに関する相談等	所在地 青森市中央1丁目22番5号 電話番号 017-734-5326 受付時間 午前8時30分～午後6時 (土曜日・日曜日・祝日を除く)
	青森県国民健康保険団体連合会 介護保険課 ※サービスに関する苦情申し立て	所在地 青森市新町2丁目4番1号 電話番号 017-723-1301 受付時間 午前8時30分～午後5時 (土曜日・日曜日・祝日を除く)

12. 虐待防止に関する事項

(1) 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとします。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- 二 虐待防止のための指針の整備
- 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(2) 事業者は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター等又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) ご利用者間での金品その他物品等のやり取り等はトラブル防止のためご遠慮ください。
- (5) 貴重品(財布、貴金属等)のお持ち込みは極力ご遠慮ください。

介護予防・日常生活支援総合事業

指定第1号通所事業提供同意書

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 青森市造道3丁目21番21号

事業者(法人)名 有限会社 協栄会

代表者職・氏名 代表取締役 嶋中 俊英 印

説明者職・氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利用者 住所

氏名

署名代行者(又は法定代理人)

住所

氏名

(本人との続柄)